

## ・訪問看護ステーション青い鳥 重要事項説明書

### 1 当事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション 青い鳥
所在地	栃木県宇都宮市宝木本町 1785 番地 12
連絡先	028-666-8260
管理者名	岩崎 文江
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0960190346号
サービス提供地域	宇都宮市・日光市・さくら市・鹿沼市・高根沢町・塩谷町 矢板市

サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

#### (2) 営業時間

平日	8時30分 ~ 17時30分
定休日	土、日、祝日

(注) 必要時はこの限りではありません。

年未年始(12/29~1/3)は祝祭日の扱いになります。

#### (3) 職員体制

	資格	常勤
管理者	看護師	1名
看護師	看護師または准看護師	5名
理学療法士	理学療法士	0名

### 2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

訪問看護ステーション 青い鳥 TEL : 028-666-8260

・担当者 管理者 岩崎 文江  
 受付時間 8時30分 ~ 17時30分

#### ・第三者委員

大友時夫 TEL 028-624-2674  
 藤田貞夫 TEL 028-665-1481

第三者評価の実施状況 実施無し

<上記の他に公共機関においてもご相談できます>

宇都宮市 介護保険なんでも相談窓口 TEL 028-632-8989  
 (月~金曜日 8:30~19:00)

高根沢町 健康福祉課 TEL 028-675-8105  
 (月~金曜日 8:30~17:00)

日光市 介護保険課 TEL 0288-21-5124  
 (月~金曜日 8:30~17:00)

さくら市 保健高齢対策課 TEL 028-681-1116  
 (月~金曜日 8:30~17:00)

鹿沼市	介護保険課 (月～金曜日 8:30～17:00)	TEL 0289-63-2286
塩谷町	保健福祉課 (月～金曜日 8:30～17:00)	TEL 0287-45-1119
矢板市	福祉高齢課 (月～金曜日 8:30～17:00)	TEL 0287-43-3896
栃木県国民健康保険団体連合会	(月～金曜日 8:30～17:00)	TEL 028-643-2220
栃木県運営適正化委員会	(月～金曜日 9:00～16:00)	TEL 028-622-2941

### 3 事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

要支援・要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

#### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 4 サービスの内容

#### 主な看護の項目と具体的内容

病状・障害の観察(血圧、脈、体温測定など)

医療器具の管理

- ・胃、鼻に管が入っている
- ・酸素吸入を使用している
- ・人工呼吸器を使用している
- ・尿の管が入っている

IVH(中心静脈栄養管理)

褥瘡(床ずれ)の予防や処置

清拭・洗髪・入浴介助

食事・排泄の介助

リハビリテーション

- ・残存機能の活用・日常生活における動作のアドバイス
- ・福祉用具、住宅改修に関する相談

ターミナルケア、認知症患者の看護

療養生活や介護方法の指導

その他医師の指示による診療の補助

### 5 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、翌月にご利用料金を請求します。  
料金のお支払いは口座引き落としとさせていただきます。

(引き落とし日：翌々月10日)

引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

\*口座をお持ちでない方は集金とさせていただきます。

\*なお、利用料は医療費控除の対象となっています。

領収書の再発行は致しかねますので紛失されないようご注意ください。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼していない場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

### (2) サービスの終了

ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書または口頭でお申し出ください。

当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。

しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医に報告します。

## 8 相談 苦情対応

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し指定居宅サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存します。

## 9 事故処理

サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

## 11 害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

## 12 虐待・身体拘束の防止について

当事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束に関する責任者・担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) 従業者に対する虐待防止・身体拘束等防止の啓発・普及するために研修を実施しています。
- (6) 事業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者または家族等に同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (7) サービス提供週に、当該事業所従業者、または養護者（利用者を現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと疑われる事案を発見した場合は、速やかに高齢者虐待防止法等、および当市の定める対応指針に沿って通報を行います。

虐待防止に関する責任者	管理者 岩崎 文江
虐待防止に関する担当者	松本 友子

## 料金表（予防介護保険）

1単位：10.42円 R6.6.1

介護保険		サービス内容略称	訪問看護単位数
訪問看護費	20分未満	訪問看護 1	314(303)単位
	30分未満	訪問看護 2	471(451)単位
	30分以上60分未満	訪問看護 3	823(794)単位
	60分以上90分未満	訪問看護 4	1128(1090)単位
	理学療法士等	1回20分	訪問看護 5
加算	1早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）は所定単位数の25%加算 深夜（午後10時～午前6時）は所定単位数の50%加算 但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者にのみ2回目以降加算される		
	緊急時訪問看護加算（月1回）		600単位
	特別管理加算（ ） 2		500単位
	"（ ）		250単位
	ターミナルケア加算(的応時)		2500単位
	長時間訪問看護加算 3		300単位
	複数名訪問加算	4 30分未満	254単位
		30分以上	402単位
	退院時共同指導加算		600単位
	初回加算（ ）		350単位
	"（ ）		300単位
	看護体制強化加算（ ）		600単位
	訪問看護・介護連携強化加算（月1回） 6		250単位
	2 在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテル等を使用している状態（ ） 在宅酸素療法指導管理等や真皮を超える褥瘡の状態（ ）		
	3 特別管理加算対象者に対して90分以上の訪問看護を実施した場合		
4 同意を得て看護師が2名以上で訪問看護を提供した場合			
5 新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合			
6 病院等から退院当日に支援を行った場合			
7 痰の吸引等が必要な方に訪問介護員に助言等の支援を行った場合			

## 保険適応外のご利用料金

長時間看護	90分以降30分毎に（長時間訪問看護加算適応外）	1,000円
永眠時の処置代		10,000円

日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。  
准看護師がサービスを提供する場合、上記の表の介護報酬は10%減額となります。

(2) その他

サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担になります。

交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、実施地域を越えた地点から自宅まで1kmにつき100円の交通費の実費をいただきます。

キャンセル料金

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	1000円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

定款の目的に定めた事業

・第一種社会福祉事業

- (1) 特別養護老人ホーム宝寿苑の設置経営
- (2) 特別養護老人ホームタウンほそやの設置経営

・第二種社会福祉事業

- (1) 老人デイサービスセンター宝寿苑の設置経営
- (2) 老人デイサービスセンター上河内の設置経営
- (3) 老人短期入所事業(宝寿苑)
- (4) 老人居宅介護事業
- (5) 老人介護支援センター上河内の設置経営
- (6) 認知症対応型老人共同生活援助事業(宝寿の里)(ホームタウン宝木)  
(ホームタウン上河内)
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業(ホームタウン上河内)
- (8) 障害福祉サービス事業の経営(宝寿苑ヘルパーステーション)  
(上河内ヘルパーステーション)
- (9) 老人デイサービスセンターグットエイジクラブ宇都宮

・公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業(青い鳥)(上河内)
- (2) 生活支援型ホームヘルプサービス
- (3) 通所型サービスA
- (4) 生活管理指導短期宿泊事業
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業(患者等輸送事業)
- (6) 介護予防支援事業
- (7) 地域包括支援事業センター(細谷・宝木)
- (8) 訪問看護事業(青い鳥)
- (9) 企業主導型保育事業

・営業所数等	介護老人福祉施設	2ヶ所
	通所介護事業所	3ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所

短期入所生活介護事業	1ヶ所
訪問介護事業所	2ヶ所
認知症対応型共同生活介護事業所	3ヶ所
居宅介護支援事業所	2ヶ所
地域活動事業所	1ヶ所
訪問看護事業所	1ヶ所

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者・事業所は各署名捺印して1通ずつを保有します。

**【事業所】**

住 所：栃木県宇都宮市宝木本町 1785 番地 12  
 事業所名：訪問看護ステーション 青い鳥  
 管理者：岩崎 文江

担当者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け了承しました。

年 月 日

**【ご利用者】**

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_印

**【代筆者・代理人】**

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_印（続柄 \_\_\_\_\_）